

## 「千葉市公文書等管理条例（案）」の骨子に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、より適正な公文書等の管理、保存、利活用を行うため、千葉市公文書等管理条例の制定に向けた検討を進めており、このたび条例（案）の骨子を作成しました。

つきましては、骨子に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 趣旨

平成23年に公文書等の管理に関する法律が施行され、地方自治体においても適切な公文書管理の推進が求められています。

市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであり、適正に管理する必要があることから、千葉市公文書管理条例検討委員会の審議を経た上で、今後の本市における文書管理の統一的なルールとなる千葉市公文書等管理条例（案）の骨子を作成しました。

### 2 パブリックコメント手続

#### (1) 公表期間

令和5年8月1日（火）～31日（木）

#### (2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/psc>

イ 市内施設での閲覧および配布

総務局総務部総務課（市役所高層棟5階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館



### 3 意見の提出

#### (1) 募集期間

令和5年8月1日（火）～31日（木）※郵送の場合は、当日消印有効

#### (2) 提出方法

「千葉市公文書等管理条例（案）の骨子に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市役所 総務局総務部総務課

イ FAX 043-245-5555

ウ 電子メール somu.GEG@city.chiba.lg.jp

エ 持参 総務局総務部総務課（市役所高層棟5階）、各区役所総務課

#### 4 市民への周知

- (1) 市政だより 8月号に掲載
- (2) 市ホームページ 令和5年8月1日(火)に公表

#### 5 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、令和5年10月に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

#### 6 今後の予定

- 令和5年10月 意見概要等の公表
- 11月 令和5年第4回定例会に条例案を提出
- 令和6年4月 千葉市公文書等管理条例施行

#### 7 添付資料

千葉市公文書等管理条例(案)骨子

#### 8 参考

千葉市公文書管理条例検討委員会ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/somu/somu/somu/koubunsyojoreikentou.html>

